5　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。６において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年３月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ　（略）

6　（略）

第４　行動援護

1　行動援護サービス費

イ	所要時間30分未満の場合	254単位
ロ	所要時間30分以上１時間未満の場合	402単位
ハ	所要時間１時間以上１時間30分未満の場合	586単位
ニ	所要時間１時間30分以上２時間未満の場合	733単位
ホ	所要時間２時間以上２時間30分未満の場合	882単位
ヘ	所要時間２時間30分以上３時間未満の場合	1,030単位
ト	所要時間３時間以上３時間30分未満の場合	1,179単位
チ	所要時間３時間30分以上４時間未満の場合	1,327単位
リ	所要時間４時間以上４時間30分未満の場合	1,477単位
ヌ	所要時間４時間30分以上５時間未満の場合	1,624単位
ル	所要時間５時間以上５時間30分未満の場合	1,773単位
ヲ	所要時間５時間30分以上６時間未満の場合	1,921単位
ワ	所要時間６時間以上６時間30分未満の場合	2,070単位
カ	所要時間６時間30分以上７時間未満の場合	2,218単位
ヨ	所要時間７時間以上７時間30分未満の場合	2,368単位
タ	所要時間７時間30分以上の場合	2,514単位

注１・２　（略）

２の２　指定行動援護等の提供に当たって、支援計画シート等が作成されていない場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

３～７　（略）

８　利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定行動援護事業所等のサービス提供責任者が行動援護計画等の変更を行い、当該指定行動援護事業所等の行動援護従業者が当該利用者の行動援護計画等において計画的に訪問することとなっていない指定行動援護等を緊急に行った場合にあっては、利用者１人に対し、１月につき２回を限度として、１回につき100単位を加算する。

９　利用者が行動援護以外の障害福祉サービスを受けている間又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間は、行動援護サービス費は、算定しない。

5　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。６において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ　（略）

6　（略）

第４　行動援護

1　行動援護サービス費

イ	所要時間30分未満の場合	253単位
ロ	所要時間30分以上１時間未満の場合	401単位
ハ	所要時間１時間以上１時間30分未満の場合	584単位
ニ	所要時間１時間30分以上２時間未満の場合	731単位
ホ	所要時間２時間以上２時間30分未満の場合	879単位
ヘ	所要時間２時間30分以上３時間未満の場合	1,027単位
ト	所要時間３時間以上３時間30分未満の場合	1,175単位
チ	所要時間３時間30分以上４時間未満の場合	1,323単位
リ	所要時間４時間以上４時間30分未満の場合	1,472単位
ヌ	所要時間４時間30分以上５時間未満の場合	1,619単位
ル	所要時間５時間以上５時間30分未満の場合	1,767単位
ヲ	所要時間５時間30分以上６時間未満の場合	1,915単位
ワ	所要時間６時間以上６時間30分未満の場合	2,063単位
カ	所要時間６時間30分以上７時間未満の場合	2,211単位
ヨ	所要時間７時間以上７時間30分未満の場合	2,360単位
タ	所要時間７時間30分以上の場合	2,506単位

注１・２　（略）

２の２　指定行動援護等の提供に当たって、支援計画シート等が作成されていない場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。ただし、平成30年３月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

３～７　（略）

８　利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定行動援護事業所等のサービス提供責任者が行動援護計画等の変更を行い、当該指定行動援護事業所等の行動援護従業者が当該利用者の行動援護計画等において計画的に訪問することとなっていない指定行動援護等を緊急に行った場合にあっては、利用者１人に対し、１月につき２回を限度として、１回につき100単位を加算する。ただし、平成30年３月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

９　利用者が行動援護以外の障害福祉サービスを受けている間又は指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている間は、行動援護サービス費は、算定しない。